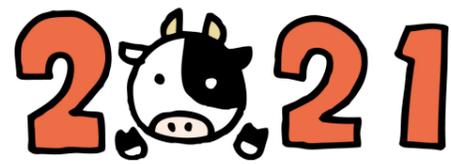




明けましておめでとうございます。 代表 長沼 隆弘



早いもので令和も3年目を迎えました。昭和、平成、令和と時代は変わり行く中で「働き方改革」も求められ、新型コロナウイルスによる影響もあり生活様式に変化もみられるようになりました。

SDGs（持続可能な開発目標）は、国連サミットで採択され、国連加盟国で掲げた目標ですが、5項目に「ジェンダー平等を実現しよう」というものがあります。既に若い世代は、共働きが当たり前で「食事の用意は女性がするものだ」というような凝り固まった考えではいけないようです。

「女性は家で家事、男性は外で仕事」という家庭を顧みずに仕事に没頭してきた昭和時代を知る人間にとっては、残業を減らし、育児休暇を取るような事で、日本は大丈夫か？などと思ってしまう。

しかし、時代は変化します。我々の考え方も進化せねばならないのでしょう。仕事の質を落とさず効率を考える必要があります。

24時間という一日の時間は、ずっと変わりませんが、その使い方が問われるのでしょうか。仕事の概念、それぞれ働き方の概念を変えないといけないのでしょうか。その様な事を考えながら2021年をスタートしようと思います。どうぞ今年もよろしくお願いいたします。

■ まだ間に合う！ 給付金等の申請、固定資産税の減免申請

○ 主な給付金等の申請期限

- ① 持続化給付金、家賃支援給付金 令和3年1月15日まで
- ② 雇用調整助成金 令和3年2月28日まで
(当初2年12月31日まで)
- ③ 固定資産税等の軽減 令和3年1月31日まで

○ 固定資産税・都市計画税の減免

新型コロナウイルス感染症及び感染拡大措置の影響により事業収入が減少した中小事業者等の方は、令和3年1月中旬に所定の申告書等を提出することにより、令和3年度の固定資産税と都市計画税が軽減されます。

① 減免の要件

令和2年2月から令和2年10月の任意の連続する3ヶ月の事業収入が前年の同期間と比較して

- ・ 30%以上減少した場合・・・対象となる資産の税額を1/2減免
- ・ 50%以上減少した場合・・・対象となる資産の税額を全額免除

② 対象資産

中小事業者等が所有する償却資産及び事業用資産

③ 申請方法

市役所に申告書等を提出する前に、認定経営革新等支援機関等（税理士、公認会計士など）で軽減要件を満たすことについて確認が必要になります。（橘）

● 令和3年度税制改正大綱が発表されました

法人税 従業員給与総額が前年度より1.5%以上増で税負担軽減

カーボンニュートラル、DX投資促進税制の創設

所得税 住宅ローン減税の延長

贈与税 教育資金贈与及び、結婚・子育て資金贈与の特例の延長

その他 エコカー減税の延長や土地の固定資産税据え置き

国税のPayPay等の決済アプリでの支払い、確定申告などの押印の原則廃止など、コロナ対策と経済の両立を柱とした減税措置に重点が置かれています。（久保）



◆ 永年勤続表彰

当所では勤続年数5年毎に勤続永年表彰を行っております。今年は35年1名、30年1名、15年1名、10年1名、5年1名の計5名について勤続表彰が行われました。（中角）



編集
後記

一年前は、考えもしませんでした。マスク、手指消毒、三密回避、テレワーク、時差通勤、時短営業。今後は、コロナ禍の先を見据えた生活経済活動の、模索、実証、行動と、変革していくのでしょうか。今こそ、英知、勇気、情熱です。業務2課がお届けしました。（山崎）



♣ 約40年ぶり“民法(相続法)”大改正！！



令和2年7月10日から、**自筆証書遺言書保管制度**が始まりました。

この制度は、遺言書を作成した本人が法務局に遺言書の保管を申請する事が出来る制度です。この制度を利用しますと、**遺言書は法務局で管理されますのでこれまでのような紛失や隠匿等の心配がなくなります。**

法務局にて保管された自筆証書遺言書は、公正証書遺言書と同じく裁判所での検認手続きが不要となりますので、手間をかけずに相続手続きが出来るメリットもあります。

また平成31年1月13日からは、その**記載方式も緩和**されています。これまで自筆証書遺言は遺言書の全文を、厳格に定められた方式に従って正確に自書しなければなりませんでした。この改正で、**本文については自書が必要**ですがそれ以外の**財産目録については、パソコンなどで作成したもので認められることになりました。**

ただし偽造防止のため、自書していない財産目録については、そのページの一枚一枚に署名押印が必要となるなど、注意が必要な点はいくつかございますが、今回の改正により以前とくらべて作成しやすくなっていますので、ご参考ください。（渡邊）

♣ 消費税のインボイス制度に伴う登録申請の受付開始

令和5年10月1日から 消費税のインボイス制度が導入されます。

このインボイス制度は、買手側が仕入税額控除の適用を受ける為には登録事業者が交付するインボイス等の保存が要件となり、このインボイスを交付する為には登録を受けた消費税の課税事業者になる必要がございます。

令和5年10月1日の制度開始から登録を受ける為には、令和3年10月1日～令和5年3月31日までに登録申請書を税務署に提出する必要がありますので、登録事業者になろうとする事業者の方は、お忘れのないようにご注意ください。（渡邊）

▼ 「マスクの購入費用」は医療費控除になる？

医療費控除の対象となる医療費は、

- ① 医師等による診療や治療のために支払った費用
- ② 治療や療養に必要な医薬品の購入費用

(所得税法73条2項、所得税法施行令207条1項)

マスクについては、病気の感染予防を目的に着用するものであり、その購入費用は上記①②のいずれの費用にも該当しないため、**医療費控除の対象となりません。**



(田原)